

第3弾・第4弾実施中
守口市スーパープレミアム付商品券事業

問 守口市スーパープレミアム付商品券コールセンター
TEL 06-6780-9660

【第3弾 販売中】

販売期間 12月28日(水)まで
第3弾ホームページ➡



【第4弾 無料配付中】

無料引換期間 12月28日(水)まで
第4弾ホームページ➡



※第3弾・第4弾それぞれに対象者要件などがありますので、詳しくはホームページを確認してください。

【令和4年4月2日から同年12月31日までに生まれた新生児に第3弾購入引換券・第4弾無料引換券を発行中】

購入引換券・無料引換券を希望する場合は直接事務局窓口で申請が必要です。その場で引換券を発行します。

対 令和4年4月2日から同年12月31日までに生まれた新生児(申請制)

※出生時点で本市の住民基本台帳に記録がある世帯の新生児が対象となります。なお、出生時点において他市に住民登録があり上記の期間中(令和4年4月2日から同年12月31日)に守口市に転入された世帯の新生児は対象となりません。

申請期間 令和5年1月31日(火)まで

※出生が確認できる書類などおよび申請人の本人確認書類を持参してください。

申請場所 守口市スーパープレミアム付商品券事務局
市役所7階会議室703

ご存知ですか？
エンディングノート

問 高齢介護課 TEL 06-6992-1613

市では株式会社鎌倉新書の協力により、エンディングノートを作成し、9月から配布しています。

エンディングノートは、自分の人生を振り返り、今までの人生で得たものを整理して思いや望みを書き残しておくものです。また未来を見つめることで、やりたいことに気づいたりするなど、今後をより豊かに生きるための手段として、エンディングノートを活用しませんか。

配 高齢介護課、各地域包括支援センター、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー



市役所庁舎をピンク色にライトアップ
10月はピンクリボン運動の強化月間

問 市民保健センター TEL 06-6992-2347

ピンクリボン運動は、乳がんの早期発見・早期治療の大切さを伝える活動です。運動に協賛して、市庁舎のライトアップ(10月10日(月)～16日(日))や市職員のピンクリボン装着による啓発活動を行います。

生涯に乳がんを患う女性は11人に1人と推定されています。乳がんはとても身近な病気です。しかし、乳がんは早期に発見すれば、90%以上の方が治るといわれています。



市役所ライトアップイメージ

月に一度の自己検診を心掛け、40歳を過ぎたら定期的な検診を受けましょう。

7月に40歳の人に送付した乳がん無料クーポン券をまだ使っていない人はぜひ利用してください。

乳がん(マンモグラフィ)検診

対 40歳以上の女性を対象に2年に1回

場 市内委託医療機関

¥ 40歳代(2方向撮影)は1,000円、50歳以上(1方向撮影)は700円(守口市国民健康保険被保険者は助成あり)

守口市個人情報保護法施行条例(骨子案)
パブリックコメントの実施

問 法制文書課 TEL 06-6992-1427

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度に関する全国共通ルールが本市にも直接適用されることから、現状の守口市個人情報保護条例を廃止し、新たに守口市個人情報保護法施行条例を制定する必要があります。

つきましては、守口市個人情報保護法施行条例(骨子案)を公表し、意見を募集します。

募集期間 10月1日(土)～31日(月)

閲覧場所 市役所と各コミュニティセンターなどの市の公共施設に条例骨子案、募集要領および意見提出用紙を設置。また、市ホームページにも10月1日(土)から掲載します。

提出方法

- ① 閲覧場所へ持ち込み(提言箱への投函)
- ② 郵送 〒570-8666 京阪本通2-5-5 法制文書課

※10月31日(月)消印有効

③ FAX 06-6994-1691

④ ①Mori_bunsyo@city-moriguchi-osaka.jp

※住所、氏名、連絡先を必ず記載してください。

お知らせ

ご存知ですか

固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

問 課税課・資産税担当

TEL 06-6992-1474

家屋調査を実施中

市では、新築、増改築や取り壊しがあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和5年度の固定資産税の評価額を算定するためのものです。屋内調査も行いますので、協力をお願いします。調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問 課税課・資産税担当

TEL 06-6992-1474

固定資産税減額

住宅バリアフリー改修家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が、3分の1減額されます。

注 減額措置の対象床面積は100㎡までで、貸家は対象外

減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人が、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住していることが条件です。

改修工事の要件

自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く工事費の合計金額が50万円以上で、次の工事に該当するものが減額措置対象です。

- ① 廊下の拡幅
 - ② 階段のこう配緩和
 - ③ 浴室改良
 - ④ 便所改良
 - ⑤ 手すり取り付け
 - ⑥ 床の段差解消
 - ⑦ 引き戸への取り替え
 - ⑧ 床表面の滑り止め化
- 申請の手続き 改修工事後3カ月以内に、次の書類と、固定資産税の減額申請書(課税課にあり)を提出してください。

公的年金等の受給者の

扶養親族等申告書



公的年金等受給者のうち所得税の課税対象となる人には、公的年金支払者(日本年金機構、各共済組合など)から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られていますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払者へ提出してください。

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税の第3期分までと個人市民税・府民税(普通徴収分)の第2期分まで、および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

※年金収入のみの人は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。

問 課税課・市民税担当

TEL 06-6992-1456

納付できる資格があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給付など)に対し差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06-6992-1852、1854